

発議第 6 号

議第 6 2 号 令和 6 年度見附市一般会計補正予算（第 2 号）
に対する附帯決議の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により
提出します。

令和 6 年 9 月 2 5 日提出

提出者

見附市議会総務文教委員会委員長 大坪 正幸

議第62号 令和6年度見附市一般会計補正予算（第2号）
に対する附帯決議

本補正予算2款1項11目 市民活動推進費をもって事業を進める市民活動拠点の整備及びその運営に当たっては、下記の事項に特段の配慮をすること。

記

- 1 今後の建物全体の活用を探るため、広く市民からの意見を聞く場をつくること。維持管理については、公共施設個別施設計画若しくはそれに準ずる方針等の策定を行い、速やかに議会に示すこと。
- 2 工事範囲や改修内容を安全性に考慮したうえで再度精査し、今回議決された予算の執行を必要最低限の予算にとどめること。
- 3 今後一定規模の寄附採納を受ける場合は、対応方針について事前に議会と協議すること。また、市の「土地・建物の寄附の申し出に対する取扱い」の基準に、寄附を受けることができない場合として、「維持管理等に著しい市の財政的な負担が生ずるおそれがあるとき」の項目を加えること。

以上、決議する。

令和6年9月25日

見附市議会